教育委員会会議録

平成25年4月12日(金) 午前10時00分 開会 午前11時31分 閉会

- 1 議事日程 別紙のとおり
- 2 出席した委員平石賢二委員長、豊島半七委員、笠松和永委員、岩月慎自委員、佐藤元英委員野村道朗教育長
- 3 説明のため出席した職員

小椋雅教育次長、岡田信管理部長、笹尾幸夫学習教育部長、杉浦章司生涯学習監 杉浦慶一郎総合教育センター所長、溝口正己総務課長、永井勇一財務施設課長 八木亨教職員課長、伊藤良一福利課長、森繁雄生涯学習課長 竹下裕隆高等学校教育課長、稲垣寿義務教育課長、黒谷厚志特別支援教育課長 長谷川勢子健康学習課長、大野芳樹体育スポーツ課長 鈴木裕教育企画室長、山本雅夫文化財保護室長 稲垣直樹総務課主幹、與語勝廣教職員課主幹、安藤昌弘教職員課主幹 壁谷幹朗教職員課主幹、高田和明義務教育課主幹 稲葉均総務課課長補佐

- 4 前回会議録の承認 平石委員長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。
- 5 委員長報告 な し
- 6 教育長報告

平石委員長が各委員に諮り、報告事項1 平成25年春の叙勲候補者の内定について及び報告事項2 公立学校教員の懲戒処分については人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

- (1) 平成25年春の叙勲候補者の内定について 非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項 の規定により、会議録は別途作成。
- (2) 公立学校教員の懲戒処分について 非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項 の規定により、会議録は別途作成。
- (3) 行政文書不開示決定処分取消請求事件等について

八木教職員課長が、愛知県に対して、行政文書不開示決定処分取消請求事件 等34件の判決言渡があったことについて報告。

平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(4) 平成25年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施結果について

竹下高等学校教育課長が、平成25年度の公立高等学校入学者選抜実施結果 について報告。

平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(平石委員長)

平成25年度の結果を踏まえて、倍率の高い専門学科の次年度以降の募集 人員をどのように調整していくのか。

(竹下高等学校教育課長)

倍率が非常に高い学科については、今までの志望状況を踏まえて、希望の 多い学科については検討を行い、募集人員を増やすことができる場合には、 増やしていきたいと考えているが、専門学科については施設設備の面から簡 単に募集人員を増やすことが出来ない現状がある。

また、平成26年度までは生徒が増加するが、その後は生徒が減少することも踏まえて慎重に検討していきたい。

(5) 愛知県生徒指導推進協議会の協議題について

稲垣義務教育課長が、平成25・26年度愛知県生徒指導推進協議会の協議 題「問題行動の深刻化を防ぐ生徒指導体制の在り方」について報告。

平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岩月委員)

現在、社会が関心を持っているいじめや体罰等の問題に焦点を絞って研究 するべきではないか。

(稲垣義務教育課長)

いじめ問題及び体罰問題への社会の関心が高いことについては重く受け 止めており、この協議会においても重点的に協議を進めていきたいと考えて いる。

いじめ、不登校、暴力行為等の様々な問題における指導方法について研究を行い、その成果を発信していくことにより、教師と児童生徒の良い関係を築くことができ、体罰防止にも役立つものと考えている。

(岩月委員)

問題の解決のためには、焦点を絞り、細分化して研究すべき課題があるため、そのような課題については、協議のスケジュールに関わらず、十分に研究してもらいたい。

また、協議結果として示される提言は、様々な課題に対する総括的なものではなく、より具体的なものとなるようお願いしたい。

(佐藤委員)

協議スケジュールの1年次にいじめ及び不登校対策等を核とした生徒指導体制の課題を把握することとなっているが、生徒指導において何が最も重要な課題であるのかをしっかり把握することがとても重要である。そのことにより重点的に研究するべき課題が明らかになると思うので、その課題については、焦点を絞って研究してもらいたい。

(稲垣義務教育課長)

課題を明確にし、学校へ具体的な提言ができるようにしていきたい。

(豊島委員)

従来の研究においては、問題を未然に防ぐための対策を協議することが多かったものと感じているが、今回の協議題は、問題の深刻化を防ぐということに焦点が当てられている点に特徴があると受け止めている。

実際に、学校における初期対応の失敗によって、より大きな問題になって しまったという事例があるものと思う。

今回の協議においては、そのような初期対応について焦点を絞って研究されるものと考えてよいか。

(稲垣義務教育課長)

委員のお見込みのとおりであり、初期対応について多くの具体例を集め、 学校へ具体的な提言ができるよう研究していきたい。

(佐藤委員)

協議スケジュールの2年次に先進校の視察が予定されているが、今までの 研究によってモデルになり得る学校が想定されているのか。

(稲垣義務教育課長)

学校のいじめ、不登校に係る対策委員会にスクールカウンセラーが加わって協議をする等の取り組みを進めている学校があり、今年度もその様な取り組みを行っている学校に研究委嘱をすることとしているので、そのような学校をモデル校として想定している。

(佐藤委員)

「体制づくり」という言葉が見られるが、単なるシステムづくりに終わる ことなく、より実効的な対策についての研究をしてもらいたい。

(6) 愛知県義務教育問題研究協議会の協議題について

稲垣義務教育課長が、平成25・26年度義務教育問題研究協議会の協議題 「若手教員の育成を図る研修の在り方について」について報告。

平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岩月委員)

この研究結果は誰に向けて発信するものとなるのか。

(義務教育課長)

校内研修については学校の教務主任及び校長等、校外研修については市町 村教育委員会及び自主的な研修・研究機関等を主な対象と考えている。

(岩月委員)

教職員の研修制度全体を所管するところはどこになるのか。

(稲垣義務教育課長)

義務教育諸学校ついては義務教育課が所管しているが、実際の研修については、総合教育センターとの連携により総合教育センターにおいて実施されている。

(竹下高等学校教育課長)

義務教育課と同様に高等学校については高等学校教育課が所管している。

(杉浦総合教育センター所長)

高等学校教育課、義務教育課、特別支援教育課及びその他関係各課と協議をしながら、総合教育センターにおいて様々な研修を実施している。

(岩月委員)

若手教員の育成にあたっては中堅教員の果たす役割が大きいため、中堅教員においても若手教員への指導力等を備えていなければならない。そのためには新任から退職まで体系的な研修を実施していくこと必要である。

最近の若手教員の育成における問題点等を具体的に検証して、十分に研究 してもらいたい。

(7) 平成25年度県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考結果について

黒谷特別支援教育課長が、平成25年度の県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考結果について報告。

平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(平石委員長)

高等養護学校及び2つの校舎については不合格者が生じている。その不合格者についてはすべて他の特別支援学校や専門学校への進路が決まったとのことであるが、問題は生じていないのか。

(黒谷特別支援教育課長)

受検に先立つ教育相談において、不合格となった場合の対応について事前 に十分に話し合いを行っており、不合格者すべての進路を決めることが出来 ている。

なお、当初1学級8名であった募集人員を9名へ見直すことも行ってきた。

(8) 平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

大野体育スポーツ課長が、平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について報告。

平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(笠松委員)

子どもの体力向上に向けて重点的に取り組んでいることは何か。また、先に策定された愛知県スポーツ推進計画の目標は何か。

(大野体育スポーツ課長)

本県では昭和53年より体力づくり推進事業を実施している。内容は、体力づくり優良校の表彰、体力賞の交付、学校体育の研究委嘱等であり、その他にも体育担当教員の研修及び子どもの体力向上運動プログラムの作成等の様々な事業を実施している。

愛知県スポーツ推進計画における体力向上に関することについては、幼児期から運動に親しむ習慣を身につけ、さらに体力を高められるよう学校や地域において体育・スポーツの充実を図り、生涯にわたって運動を継続していけるような環境整備に努めることにより、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることを目指している。

また、体を動かすことの楽しさや達成感を感じさせることにより、運動好きな子どもを増やし、各種の運動により基礎的な運動能力を定着させられるよう学校体育の充実を図ることとしている。

さらに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を検証し、県が独自 に策定した小学校低中学年に向けた子どもの体力向上運動プログラムの普及 を推進し、運動に親しみ自ら体力を高められる児童の育成に努めていきたい と考えている。

7 議題及び議事の大要

平石委員長が各委員に諮り、第6号議案 平成26年度使用義務教育諸学校教科用 図書の採択基準(案)については、審議会に諮る前の意思決定過程情報であるため、 非公開にて審議することとした。

第5号議案 平成26年度使用県立学校(高等学校及び特別支援学校高等部)教科 用図書採択の基本方針について

竹下高等学校教育課長が、平成26年度に使用する県立学校(高等学校及び特別支援学校高等部)教科用図書採択の基本方針について請議。

平石委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

8 通信及び請願

請願第2号 コンプライアンスをもとにした学校教育を求める請願 平石委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

(岩月委員)

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

学校教員は帰宅も夜遅いと聞いているし、実際に学校は遅くまで電気がついている。本当によく勤めてもらっていると思うが、その一方で、教員の健康も大切である。請願者によると、宮城県では、教職員の始業時刻と終業時刻を明記させた「在校時間記録簿」の作成を義務づけたようだが、本県はどのようになっているのか。

(八木教職員課長)

本県の県立学校では、出勤及び退勤時間を「在校時間の状況記録」で把握している。この「在校時間の状況記録」は、職員の勤務時間の適正な把握の

ため、平成22年4月1日から導入したものである。様式は、出勤時間、退 勤時間、勤務時間以外に従事した時間などが把握できるようになっている。

本県の県立学校では、この「在校時間の状況記録」を毎月末に教頭に提出し、その確認及び集計等を通じて、勤務時間の適正な管理及び長時間労働の健康障害防止に努めている。なお、この様式の保存期間は3年間としている。(笠松委員)

各学校の教員には授業の他に部活動指導や補習等も行ってもらっている。 子どもたちにとって学校生活では勉強ばかりではなく部活動も重要なーコマであり、各学校の教員はこの指導を十分に行っていると考えている。また、生徒の学力向上のために補習等も実施されているところであるが、本県では、部活動や補習等の現状はどのようになっているのか。

(八木教職員課長)

部活動については、平成21年10月1日付け「学校における運動部活動について」において、生徒のバランスのとれた生活や成長及び教員の健康管理のためにも、休養日や練習時間を適切に設定することなど、部活動の適切な運営について、健康、安全に留意した適切な活動が行われるよう配慮をすることを各学校に通知し、周知、指導している。文化部活動や職業科関連の部活動においても運動部活動と同様に、生徒・教職員の健康・安全に留意した活動が行われるよう周知、指導しているところである。

補習については、PTAが主催する土曜日を含む勤務時間外の補習は、PTAが計画して個々の教員に補習の講座を依頼し、兼職・兼業の承認を得て、報酬を受け取ることができることとしている。

(豊島委員)

このような状況を踏まえると一部の教員への過重な負担も心配されると ころである。これらの教員への対応はどのようになっているのか。

(八木教職員課長)

平成25年1月23日に「教職員のメンタルへルスの保持等について」を 通知し、会議や行事の見直し等による校務の簡素化を図るとともに、定時退 校日を月1回程度設けるなど、教職員が心身ともに健康を維持して職務に携 わることができるような職場環境を整えるよう促したところである。

また、平成24年8月31日に「年次休暇取得促進等について」により、 年次休暇の取得及び時間外勤務の縮減について配慮するよう通知したところ である。

さらに、学校現場の取り組みとしては、会議や打合せの精選や回数の削減、 行事の精選や削減及び縮小化、分掌の統合や仕事内容の見直し、定時退校日 の設定とその実施等により対応している。

(平石委員長)

この請願の趣旨は、「労働基準法の制度趣旨と学校関係法令を遵守して学校 経営をしなさい」ということと思われるが、事務局としてどのように考えて いるのか。

(八木教職員課長)

事務局としては、勤務時間の適正な管理を行っているところであり、合わせて長時間労働による健康障害防止対策にも力を入れている。今後についても、今までと同様に、労働基準法の趣旨に照らして、「在校時間の状況記録」等を通じて勤務時間の適正な管理を行うとともに、会議や行事の見直し等による校務の効率化を図り、一部の教職員に過重な負担がかからない配慮等を行っていく。これら、コンプライアンスの精神に基づいた学校教育を実践していると考えている。

請願第3号 国の責任による少人数学級の前進を求める請願

平石委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(佐藤委員)

小中学校の少人数学級については、児童生徒への教育の一層の充実を図るため、県、国を挙げて取り組んでいることは承知しているが、高等学校に少人数学級を導入する動きはあるのか。

(永井財務施設課長)

高等学校の少人数学級については、国の定数改善計画で取り上げられておらず、県も国に対して要望を行っていない。

高等学校で少人数学級を導入した場合、現行の学級数より試算すると30人学級で約1100学級、35人学級でも約500学級増加する見込みであり、施設面においても余裕教室はなく実現は不可能である。

(岩月委員)

文部科学省は、平成25年度概算要求で小学校第3学年から中学校第3学年の35人学級の推進を含む、新たな教職員定数改善計画を示したが、政府予算案において認められなかった。

少人数学級については推進すべきものと認識しているが、文部科学省はどのような方針や見解を示しているのか。

(永井財務施設課長)

財務省と文部科学省の合意により、「今後の少人数学級の推進については、習熟度別指導等とあわせ、文部科学省において、その効果について平成25年度全国学力・学習状況調査等を活用し十分な検証を行いつつ、教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般について検討する。」さらに「この検討を見つつ、今後の少子化の進展や国・地方の財政状況等を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。」こととされている。

したがって、文部科学省は小中学校の35人学級については推進する立場である。

(平石委員長)

少人数学級の推進については、今後も重要な課題である。

県は国に対してどのような考え方で要望しているのか。

(永井財務施設課長)

本県においては、小学校第1、2学年及び中学校第1学年で35学級を実施してきたが、国においても、平成23年度に小学校第1学年の35人学級を法制度化し、平成24年度は加配措置により小学校第2学年の35人学級を実現してきた経緯がある。

本県としては、少人数学級の実施を法制度化により実施することが望ましいという考えで国に対して要望している。

このため、新たな教職員定数改善計画の策定についても、小中学校全学年で35人学級が法制度化により実施されることを要望している。

請願第4号 愛知県教育委員会事務局職員の処分等を求める請願

平石委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。 [委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐藤委員)

愛知県立学校と豊橋市立豊橋高等学校・瀬戸市立瀬戸養護学校・豊田市立 豊田養護学校の3校の教員の教職員評価制度による評価の結果に関する苦情 の申出及び取扱いを「愛知県立学校教職員評価制度苦情申出要領」に定める ことは、規則違反となるのか。

(八木教職員課長)

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則第8条は、「被評価者は、評価の結果に関する苦情があるときは、市町村教育委員会又は県教育委員会にその旨を申し出ることができる。」と定めている。さらに、第9条には、「評価の実施について必要な事項は、教育長が定める」とある。このことにより愛知県立学校教職員の評価に関する規則第8条により制定された苦情申出要領に該当3校を県立学校と同様の取扱いとして入れ込んだものである。

このため、この3校の教員について、他の市町村立学校の教員と別扱いにすることはこれらの規則の定めに従ったものであり、規則に違反するものではない。

9 自由討議

なし

10 その他

- (1) 審議に先立ち、新任事務局職員の自己紹介を行った。
- (2) 年度始めにあたり、平石委員長からあいさつがあった。